

【返戻金に関して】

弊社では、クライアント様に応じて以下の2パターンの返戻金制度を設けております。
いずれも、人材紹介基本契約書内に記載されている内容で、こちらに合意されたクライアント様とだけ契約締結とさせて頂いております。

ケース1)

第5条（早期の退職時における返金）

1. 乙が紹介した丙を甲が採用した後、丙が専ら甲の責に帰すべき事由により退職するに至ったときは、乙はいったん受領した紹介手数料及びその消費税相当額は返金しない。
ただし、丙の責に帰すべき事由または丙の都合により丙が甲を早期に退職したときは、乙は、甲に対し、以下の条件にしたがって乙の受領した紹介手数料及びその消費税相当額を甲に返金するものとする。

- ・ 入社後1ヶ月以内の退職・・・紹介手数料及び消費税相当額の80%
- ・ 1ヶ月を超え、2ヶ月以内の退職・・・紹介手数料及び消費税相当額の50%
- ・ 2ヶ月を超え、3ヶ月以内の退職・・・紹介手数料及び消費税相当額の10%

ケース2)

第5条（早期の退職時における返金）

1. 乙が紹介した丙を甲が採用した後、丙が専ら甲の責に帰すべき事由により退職するに至ったときは、乙はいったん受領した紹介手数料及びその消費税相当額は返金しない。
ただし、丙の責に帰すべき事由または丙の都合により丙が甲を早期に退職したときは、乙は、甲に対し、以下の条件にしたがって乙の受領した紹介手数料及びその消費税相当額を甲に返金するものとする。

- ・ 入社後1ヶ月以内の退職・・・紹介手数料及び消費税相当額の80%
- ・ 1ヶ月を超え、3ヶ月以内の退職・・・紹介手数料及び消費税相当額の50%
- ・ 3ヶ月を超え、6ヶ月以内の退職・・・紹介手数料及び消費税相当額の10%

以上です。

代表取締役 竹下和広
LVL99Recruiting 株式会社